

中野区教育委員会会議録 平成24年第17回定例会

○開会日 平成24年5月25日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時50分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(10名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖
経営室副参事(施設担当)	小山内 秀樹

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	高木明郎
教育長	田辺裕子

○傍聴者数 6人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第28号議案 中野区指定文化財に係る現状変更等の承認申請の取扱いについて

日程第2 第29号議案 中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

日程第3 第30号議案 中野中学校新校舎建設工事請負契約に係る意見について

〔協議事項〕

(1) 中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方について(学校再編担当)

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①中野区文化財保護審議会の答申について(学習スポーツ担当)

②平成23年度中野区教育ビジョン(第2次)重点課題実績報告及び成果指標について(子ども教育経営担当)

③中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)に関する意見交換会等の結果について(学校再編担当)

④「中野区子ども読書活動推進計画(第2次)」の策定に係るパブリック・コメント手続の実施について(中央図書館)

中野区 教育委員会
第 1 7 回定例会
(平成 2 4 年 5 月 2 5 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第17回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席でございます。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<配布資料について>

高木委員長

日程に入る前に、傍聴の方にお知らせします。

本日の協議事項、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方について」、及び、事務局報告事項の4番目、「『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』の策定に係るパブリック・コメント手続の実施について」は、区議会への報告前の資料となりますので、本日の配布資料は後ほど回収させていただくこととします。

傍聴者の皆さんは、会議終了後、事務局のほうへ返却をお願いいたします。

また、本日は、第28号議案並びに事務局報告事項の1番目及び2番目に関連して、健康福祉部副参事・学習スポーツ担当、浅川靖さんに出席を求めています。また、第30号議案に関連して、経営室副参事・施設担当、小山内秀樹さんにも出席を求めています。ご了承ください。

<日程・委員会運営について>

高木委員長

それでは、日程に入りますが、事務局報告事項の1番目は、第28号議案と関連する内容になっておりますので、先に事務局報告事項の1番目の報告、次に、第28号議案の審査の順で議事を進行させていただきます。また、事務局報告事項の3番目は、協議事項と関連する内容となっておりますので、先に事務局報告事項の3番目の報告、次に協議事項の順で議事を進行させていただきます。

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局報告事項、「中野区文化財保護審議会の答申について」、学習スポーツ担当・浅川副参事、報告をお願いします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、ご報告いたします。

「中野区文化財保護審議会の答申について」でございます。資料をもとにご報告をさせていただきたいと思っておりますので、「中野区文化財保護審議会の答申について」という資料をごらんいただきたいと思っております。

平成24年4月13日の委員会での議決を受けまして、文化財保護審議会へ諮問いたしました中野区指定文化財に係る現状変更等の承認申請の取り扱いにつきまして、4月23日付で同委員会から答申がございましたので、報告をさせていただきます。

資料の1をごらんいただきたいと思っております。対象の文化財は、中野区指定有形文化財として、平成9年11月に第86号として登録指定されました鳥居でございます。宗教学法人八幡神社が所有者となっております。

ここまでの経緯を簡単に振り返りますと、まず、ことしの3月9日に鷲宮八幡神社の宮司から、区指定文化財としての鳥居の建て替えの申し出がございました。昨年3月の東日本大震災の影響、その他歴年の変化でずれやひびの入った鳥居をロープやワイヤーで応急処置しているものでございますが、危ないということと、美観上も好ましくないということで、取り外して建て替えたいというものでございます。

そもそも指定文化財の所有者は、文化財保護条例第9条に基づきまして、文化財を適切に管理保護するという義務がございます。なお、その前提といたしまして、文化財指定をする際には、同条例第7条に基づきまして、所有者の同意を得るという手続を踏んでおります。区指定有形文化財を現状変更したい場合には、文化財保護条例第10条及び同条例施行規則第11条に基づきまして、所定の様式をもって90日前に届け出た上、委員会と協議しなくてはならないことになっておりますので、3月30日に正式な書式である現状変更等の承認申請が提出されたものでございます。

これを受けて、教育委員会としては、90日以内に承認・不承認を決定し、申請者に通知しなければならないことになってございますので、6月いっぱいはこの通知をするということになっております。この取扱いにつきまして、文化財保護審議会へ諮問して、学術的な観点から検討する必要があるとして、4月13日の委員会での議決を受けまして審議会に諮問したものでございます。この諮問内容は資料の項目2に書いてあるとおりでございます。

これを受けて、4月23日付で審議会から教育委員会あて答申が出されました。その概要

は、項目3にありますとおり、対象文化財の鳥居は大変貴重なものであり、今後とも継続した保存が必要である。現在の場所での維持補修が理想的ではあるが、技術的に困難であること及び災害時の安全面の必要性から、移築して展示公開することが望ましいというのが概要でございます。

資料の裏面に答申文の写し全文を掲載してございます。

報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

移築して展示公開するような方向で保存するのがよいという考え方は、それがいいのかなという気がするのです。では、どういうふうにするとかいう技術的なことは、今後、この神社の方と中野区の担当者と話し合っって具体的な方向を決めるということになるのでしょうかというのが1点。それから、それにかかる費用負担というのはどういうふうになるのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

基本的に、この鳥居の取り外しということになってくる場合でございますけれども、これはまだ期間も決まっております。その方法等は、まずは神社側のほうで予定を立てるということになってございますけれども、それについては、文化財保護上の問題もございまして、区も十分に一緒に検討していきたいと思っております。

その上で、予算のことについてでございます。文化財保護条例第16条によりまして、区登録文化財等——これは指定の場合も含めてでございますが——の保存又は修理に要する経費について、その所有者等に予算の範囲内で補助金を交付することができるかとされてございます。平成24年度のこれについての予算措置がされているかということ、これはされてございません。ただし、先ほども申しましたとおり、神社側としても、まだ新しい鳥居を建設するというめどが立たないと、実際には取り外しもままならないという状況もあるというふうに聞いております。時期がはっきりしてございませぬので、あるいは年度を超えるということも出てくると思っております。

いずれにいたしましても、補助金交付要綱に具体的にこの件を照らし合わせてどうなるかということは今後検討していかなくてはいけないと思っております。ですので、結果として、経費の補助が区としてできる場合が十分ございませぬけれども、はっきりしないところもあ

ります。もしこれがこの方向で決まった場合には、今後、神社側と連絡を十分取り合って、行き違いないように進めていきたいと思っております。

高木委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

<議決案件>

高木委員長

続きまして、本件に関連した議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第28号議案「中野区指定文化財に係る現状変更等の承認申請の取扱いについて」を上程いたします。

引き続き、学習スポーツ担当・浅川副参事、議案の説明をお願いします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、第28号議案「中野区指定文化財に係る現状変更等の承認申請の取扱いについて」、ご説明させていただきます。

提案理由は、中野区指定文化財に指定されている文化財の現状変更等の承認申請に対する取扱いを決定する必要があるというものでございます。

議案の中身でございますが、平成24年3月30日付で申請のありました中野区指定有形文化財である鳥居——これは平成9年11月指定、中野区登録指定番号86、宗教法人八幡神社の所有でございますが——に係る現状変更等の承認申請の取扱いについて、中野区文化財保護審議会の答申内容も踏まえ、次のとおりにするというものでございます。

その5というところでございますけれども、「本件鳥居を現状位置から取り外すことについては、承認する。ただし、近い将来、当該神社境内に移築等の上、中野区指定有形文化財として展示公開することを前提に保存することが最善の策と考えられることから、本趣旨を踏まえた文化財保護の観点からの適切な措置を要請する」。

以上でございますけれども、議決いただきますと、文化財保護条例施行規則第11条第2項の規定によりまして、申請書の受理から90日以内に文書で申請者に通知しなくてはならないことになっておりますので、別紙資料の大きく「案」と書いてある回答文のような形で回答することを予定してございます。

以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

今の「承認申請の取扱いについて」の最後の文章、5「承認申請の取扱い」のところですけれども、「本趣旨を踏まえた文化財保護の観点からの適切な措置を要請する」というふうに書いてあります。文章で「要請する」ということで、これで要請するということを承認することになりますが、その後、具体的な要請はちょっとわからないわけですが、どういう要請ですか。「適切な」ということですから、専門家が修理するというふうになると思うのですが、こう修理しましたとか、こういうふうに保存しますとか、それをもう1回私たちのところに答えが返ってくるということはあるのでしょうか。これは要請したままで終わってしまうのか。こうしましたよとか絶対大丈夫ですよみたいな、そういう内容の報告があるのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

今、この時点ではでございますが、現状変更について承認を受けたいということについて基本的には承認をするということでございます。ただ、こちらに書かれておりますとおり、教育委員会としては、文化財保護の観点から、将来的には展示公開をお願いするので、それを踏まえた保存等をお願いするというところでございます。具体的な取り外しのあり方、保存のあり方等については、技術的なこともございますので、区と十分協議をしていきたいと思っております。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第28号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

高木委員長

次に、日程第2、第29号議案「中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

子ども教育経営担当・白土副参事、議案の説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第29号議案についてご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、教育委員会における議題の採決方法につきましては、会議規則18条1項により、挙手、記名投票及び無記名投票の3種に限定されてございます。このため、議題について全委員に異議がないときであっても、いずれかの方法で採決せざるを得ない状況になってございます。このため、議題の採決方法について簡易採決を加え、改善を図るものでございます。

次に、一部改正の内容でございますが、新旧対照表をごらんください。第18条に第3項として、「委員長は、議題について異議の有無を会議に諮り、異議はないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに可決の旨を宣告することができる」という規定を加えるものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

ご説明は以上です。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

今の提案で、「委員長は、議題について異議の有無を会議に諮り」とありますね。委員長は司会をやりながら、「異議ありますか」ということを聞くわけで、異議がなければ異議はないと認めて直ちに可決の旨を宣告するということになるわけですがけれども、「異議がないと認めるとき」というのは、私たちが「異議なし」というふうに発言するのかしないのか、あるいは様子を見ながら、異議がなさそうだからいいのか。今までやっていますから、やれば大体わかることはわかりますけれども。異議の有無を諮れば、「異議なし」と言えば異議がないわけなので、そのとおりになると思うのですけれども、もちろん「異議あり」ということがあれば可決はできないわけですよ。もう1回確認します。

副参事（子ども教育経営担当）

諮り方につきましては、「異議ありませんか」というお諮りの仕方で、そこで「異議なし」ということであれば、直ちに可決の旨を宣告することができるわけですが、もし異議があった場合には、18条1項にございますように、挙手、記名投票または無記名投票、いずれかの採決方法を委員長が決定して、もう一度この方法で採決をする。それで、可決、否決ということになります。

飛鳥馬委員

今のは筋道としてはわかりました。わかりましたが、「異議あり」の場合に、委員長は投票にするとか、挙手にするとかというのをすぐ提案するのではなくて、やはり余裕を見てもう1回議論し直すとかいうことが必要になってくると思うのです。委員長としてもまとめるのはなかなか苦勞すると思いますので、「じゃあ、ちょっと来週に回しましょう」とか、「もうちょっと話し合ってから」というふうにしないと、「異議あり」で、すぐ「投票にしましょう」とか「採決しましょう」というふうにならないのではないかという気がしますが、どうでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのような場合には、一たん休憩をしていただいて委員の間でご協議をいただく。その後に再開して、採決するのかどうか、次の定例会でもう一度やるのかどうかということは決めていただくということになるかと思います。

飛鳥馬委員

わかりました。

高木委員長

ちょっと確認をしたいのですが、あくまで採決の方法としては、挙手、記名投票、無記名投票の3種類が本則。それで、これをやる場合は委員長が決める。例えば挙手でというときに、「いや、記名投票がいい」と。異議ある場合は、そこでどの方法かを決めるわけですね。今までと同じプロセスの中で議案の説明をしていただきます。例えば「ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いします」で質疑応答をして、質疑が途切れた段階で、議事の進行の感触として、各委員から特段異議がないなと思った場合に、「ご異議ありますでしょうか」と。その段階ではある程度議論が終息している。で、各委員から「異議なし」の答えがあったら、そこでもう皆さん異議がないのだから、改めて挙手をしないで簡易採決をするという流れの理解なのですが、よろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのように取り扱っていただいてよろしいかなというふうに思います。

高木委員長

あともう1点ですが、この新旧対照表を見ますと、「可決の旨を宣告することができる」という「できる規定」ですので、必ずするということではなくて、議事の進行状況を見ながら委員長が判断して、やってもいいしやらなくてもいいという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第29号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第3>

高木委員長

次に、日程第3、第30号議案「中野中学校新校舎建設工事請負契約に係る意見について」を上程いたします。

子ども教育施設担当、伊藤副参事、議案の説明をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、「中野中学校新校舎建設工事請負契約に係る意見について」、ご説明させていただきます。

ご承知のとおり、中野中学校は、本年4月1日に旧第九中学校と旧中央中学校の統合新校として開校してございます。平成24年、平成25年度の2か年で旧中央中学校跡地に新校舎を建設いたしまして、平成26年度には新校舎での供用開始という予定でございます。

提案理由でございますが、中野中学校新校舎建設工事請負契約は、議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める「議会の議決を要する契約」に該当いたします。このことから、本契約にかかわる議案を本年第2回中野区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、教育委員会の意見聴取が必要となるということでございます。

ページをめくっていただきまして、「中野中学校新校舎建設工事請負契約」と冒頭に記載しているページをごらんになっていただきたいと思います。本契約に関しては、次のとおり、工事請負契約を締結するというものでございます。契約の目的は中野中学校新校舎建設工事、契約の方法は一般競争入札でございます。契約の金額は23億6,310万2,000円、契約の相手方は協永・武蔵野・稲葉建設共同企業体でございます。なお、年度を超えての工事となりますので、今年度の当初予算におきまして債務負担行為の議決をいただいているものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

契約の金額を見ますと、23億6,000万ぐらいということのようなのですけれども、今まで私が聞いていた知識の範囲だと、一つの学校を建てるのに、ごく大ざっぱなイメージということだと思うのですけれども、30億ぐらいはかかるとか聞いていたのですが、23億というと随分安いのかなと思ったりするのです。別にそのことで文句があるわけではないのですけれども、こういう建物などは安かろう悪かろうではいけないので、こういう中身の積算というのですか、工事の内容と金額について、中野区の中でもこれを審査する部署があるかと思うのですけれども、どういう部署でやっているかということをお教えいただきたいという質問が一つ。それから、そういう部署の方が工事の内容について精査して、この金額で十分なものができるというふうに判定したのではないかと思うのですけれども、その辺のところをちょっと確認したいということです。

副参事（子ども教育施設担当）

まず、契約に当たりまして工事予定価格というのを設定いたしますけれども、経営室の施設担当のほうで予定価格というのを積算してございます。ただいまの23億という金額なのですけれども、実のところ、これは校舎の建設の一部の費用にしかすぎないのです。これは建築工事の金額でありまして、そのほかに、後日出てまいりますけれども、電気設備工事、それと機械設備工事の請負工事の金額が発生しますので、全体の金額がこの金額ではないということをご

承知おきいただきたいと思います。と思っています。

とりあえず、今年度の予算案の段階で債務負担行為をいただいておりますけれども、37億4,700万円という金額が総事業費の金額になっております。その部分をご承知のほどよろしくお願いいたします。

山田委員

一般競争入札ということですが、実際に何社ぐらいが応募されたのか、教えていただけますか。

副参事（子ども教育施設担当）

今回の応募事業者ですが、3社でございます。

大島委員

関連してなのですが、その3社というのは、例えば今回みたいな共同企業体で1社というふうに扱って、三つのグループという意味なのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そうですね。この3社とも共同企業体ですね。1社で応募しているというのではなくて。やはり技術的な部分で総合力を求められるものですので、共同企業体ということでの3社ということになります。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第30号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

それでは、施設担当・小山内副参事、本日は出席ありがとうございました。

（小山内経営室副参事退席）

高木委員長

以上で議決案件の審査が終了いたしました。

<事務局報告事項>

高木委員長

次に、事務局報告事項、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方（案）」に関する意見交換会等の結果について、学校再編担当・石濱副参事、報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「基本的な考え方（案）」に基づきまして実施をいたしました意見交換会と関係団体等への対応などの結果について、お手元の資料により報告いたします。

初めに、1「意見交換会開催状況」でございます。これにつきましては、野方区民活動センター、区役所、南中野区民活動センターの3か所で、それぞれ4月18日、20日、23日に実施し、参加人数は、資料記載のとおり、合計で56人でした。

次に、2「関係団体、個別対応等」につきましては、町会連合会、PTA連合会、民生児童委員会長協議会、校長会、副校長会、私立幼稚園連合会に説明を行いました。次世代育成委員につきましては、全体会の開催が6月となるため、個別に資料を配付し、意見を募りました。

次に、「主な意見・質問とそれに対する回答」等についてでございます。資料の別紙にまとめておりますので、別紙をごらんいただきたいと思います。主な意見・質問を「再編計画改定全般について」「前期の学校再編について」「通学区域・通学路」「学校規模等」「校舎の改築・改修」「意見交換会等」の6グループに分けて整理をいたしております。

初めに、「再編計画改定全般について」ということでは、素案の示される時期、経過期間のこと、当初の計画で示した中後期の組み合わせの扱い、統合後の跡施設のこと、災害時の避難所のことなどについての質問がございました。

次に、「前期の学校再編について」では、学校の規模のことなど、前期の再編における課題について質問や意見がございました。

別紙の裏面をごらんいただきたいと思います。「通学区域・通学路」では、通学距離のことや通学区域の見直しについて質問や意見がございました。

次のページでございます。「学校規模等」では、児童・生徒数や小規模校の課題について質問がございました。

それから、「校舎改築・改修」では、再編に伴う施設改修による学校運営への支障についての質問がございました。

「意見交換会等」では、意見交換会等で出された意見の取扱いですとか、今後の意見交換会の開催についての質問がございました。

このほか、個別の学校についての質疑や要望がございましたが、これから素案の検討を行っていく旨の回答をしております。

報告事項は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

大島委員

全体的な印象というのは、余り概括的にどうですかというのも適切かどうかよくわからないのですが、ただ、この説明会に参加された方の雰囲気とか反応とか、全体的には、区のやろうとしていることについてすごく厳しいとか、ある程度理解が得られているようだとか、そういう雰囲気とか感触というようなものがもしあればお願いします。

副参事（学校再編担当）

まだ具体的な校名が出てきておりませんので、これからのことについて不安に思われている方がいる一方、前期の再編を踏まえまして、一定の再編の成果があったという意見もございました。そういったことで、これから丁寧な説明をしていくことが必要かなというふうに感じております。

山田委員

意見交換会ですけれども、関係団体のところでは私立幼稚園連合会というのがあるのですが、一方で、保育園の関係の団体等への意見交換会の設置はなかったのですか。

副参事（学校再編担当）

私立幼稚園についてはこういう連合会という組織があるのですが、保育園についてはまとまった組織がございませんので、報告することができなかったということです。

山田委員

今、就学前のお子さんを抱えている保護者の方たちの意見を聞く機会もあったほうがいいかなというふうに感じましたので、発言しました。

それから、全体を通じて、やはり前期の再編を行ったときの検証がちょっと不十分だったのかなというところと、学校の統合後の跡地利用について、我々はそれほど大きな視点を持って議論はしていなかったのですが、今後はその辺も、子どもたちの教育的な分野という考え方で一つの意見として出してもいいのかなと。要するに、統合してしまった跡地は教育委員会からは離れるのでしょうけれども、子どもたちの有効利用であれば、そういったことについてももう少し踏み込んだことを言っていかなければいけないかなと感じています。

あとは、やはり通学路の整合性をとるということに対して区民からのある程度の要望もありますから、その辺はしっかりやっていかなければいけないかなと感じました。

教育長

山田委員の跡地の利用についてですけれども、教育委員会という立場で、子どもたちの健全育成ですとか体力増進というようなことで意見を述べる必要は私も感じているのですが、あくまでも再編計画ということですので、この中に盛り込むというのは難しいと思いますので、その後の跡地の活用についての意見について私たちとして議論をする場を設け、区長や関係機関に働きかけていく必要はあるというふうに私も認識しております。

高木委員長

私から。

3 ページのところ、「小規模校であっても、学校と地域が協力して学校運営をしており、不都合を感じていない。小規模校で何が課題となるのか」。事務局の回答はこれでいいと思うのですが、教育委員会での点については大分議論しまして、また、文部科学省でも既に中央教育審議会の初等中等教育分科会、小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会の中で、小規模校のデメリット、例えば集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいとか、中学校の場合は、各教科の免許を持つ教員を配置しにくいとか、クラスがえが困難なことから人間関係や相互の評価等が固定しやすいとか、1人に複数の校務分掌が集中しやすいとか、学年別や教科別の教職員同士で学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくいとか、かなりのデメリットが大規模校、小規模校全部挙げられてきている。中野区の教育委員会としては、極端な小規模校のデメリット、極端な大規模校のデメリットの両方がない、中規模といいますか、適正な規模を目指すということで現在の計画案ができていているというのをもうちょっとご説明できたらいいかなと思ったのです。

そういうことも含めて、今回、基本的な考え方ということでお示ししたのですが、質問された方は、具体的な再編計画に近い形でいろいろご質問があったのかなと。ただ、「基本的な考え方」という考え方、「コンセプトなんですよ」という部分が区民の方にはちょっと伝わりづらかったのかなと思うのです。きょうの「意見交換会等で出された意見などは、基本的な考え方に反映されるのか」は、多分、皆さんが一番聞きたかった意見だと思うのです。回答が「意見交換会等で出された意見などは、教育委員会に報告し、教育委員会で取り扱いを協議することになる」。それが、多分、きょうのこの話だと思うのですね。ですから、基本的な考え方の

ところについてはお伺いして、ただ、今のところは、これを全部、きょうすぐに回答はできないと思うのですが、区民の方の率直な意見なので、これも踏まえて我々は議論していかなくてはいけないなとは思っております。

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項に移ります。

「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方について」の協議を進めます。

説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、協議事項の「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方について」、説明をいたします。こちらは、「基本的な考え方（案）」から「(案)」をとるものでございます。

資料をごらんいただきたいと思います。「(案)」をとるに当たっての主な変更点ですが、文言の修正・整理が何点か、そして項目の追加が1点ございます。

初めに、文言の修正・整理ですが、「基本的な考え方（案）」の策定時からの時間の経過等に伴いまして文言整理を行っております。文言整理を行った部分につきましては下線を引いてございます。具体的に申しますと、1ページの3行目、9行目などです。

次に、2ページの「特別支援教育への移行」についての部分です。この部分につきましては、特別支援学校の制度が創設された経緯等をよりわかりやすい表記に修正をしております。下線を引いた部分が修正をした部分でございます。

次に、項目の追加をした部分です。資料の6ページをごらんいただきたいと思います。資料6ページの中ほどの下線を引いた部分です。これは学校再編の効果の部分ですけれども、前期の学校再編で明らかになった課題等が見えないという意見が意見交換会でも寄せられました。前期の学校再編で明らかになった課題につきましては、7ページ以降の「再編計画改定における基本的な考え方」の中で個別に触れておりますが、まとめて記載したほうがよりわかりやすいということで、ここに③「前期の学校再編における課題と対応」としてまとめて4点ほど再度記載しております。これに伴いまして、1ページ戻っていただきまして、5ページ中ほど、(2)の項目名を「学校再編の効果」から「学校再編の効果等」に改めております。

「基本的な考え方（案）」からの変更点についての説明は以上でございます。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いします。

大島委員

この「基本的な考え方」につきましては、我々、委員の間でも何回も協議・検討しましたし、文言などについても気になるところを随分協議したりしたので、現時点での我々の考え方としてはまとまったものだというふうに考えていいのではないかと思います。さらに、今ご説明にあったように、前期の学校再編における課題と対応についてまとめて列挙した項目をつくったということはいいことだと思います。特に私たちの話の中で出ておりました「学校統合委員会の設置はもっと早くしたほうがいいのではないか」とか、「校舎改修の手順についても、これまで夏休み中というようなことでやってきたけれども、それでは対応がなかなか難しいので」というような、我々が問題意識として持っていたところもこのようにはっきり明示したということは、今回よくなった点かなというふうに思っております。

高木委員長

私から。

先ほどの意見交換会の2ページのところで、「町会・自治会によっては、いくつかの学校に分かれて児童・生徒が通学していることから、地域での行事等で苦勞しているところもある。通学区域の見直しにあたっては、町会・自治会も考慮してもらいたい」。至極もつともなご意見だと思うのですが、たしか中野区は、百八つでしたっけ、煩惱の数だけ町会があって、非常に細かく分かれております。また、私も「何でもこういう分け方をしているんですか」と地元の古い方に聞くと、「昔は道路がなかった」とか「川が向こう側にあった」とか、いろいろなお話を聞きます。また、我々が議論していく中で、区民活動センターの単位はどうなんだとか、いろいろな話が出ています。今回、再編計画の中で、通学区域の見直しということで、主に小学校と中学校の連携ということで、通学区域の整合性には手をつけますよと。ただ、それに当たってはいろいろな要素は考慮したいと思うのですが、町会・自治会でびったり分けるのはやはり難しいのかなというのは考えているところです。いろいろなことを考慮して、今回通学区域を見直していくということがここに反映されていて、それが今回の目玉というか、地域・家庭・学校の連携というのが中野区教育委員会の教育の推進の一つの大きな柱になっていますので、そういったことをお酌み取りいただければなと思っております。

飛鳥馬委員

今話し合っているのは、再編計画の基本的な考え方ということですが、最初の1ページの前文と言ったらいいのでしょうか、「意見交換会等での意見なども踏まえ」というところに下線

が引いてあるのですね。きょう話を伺いました。それで、スケジュール的に見ていくと、今、「基本的な考え方」をやりまして、6月には素案が出るのですね。——このスケジュールは違うのでしょうか。「再編計画（素案）の検討」。これは素案でいいのですか。そして、6月～9月のところにも「再編計画（素案）を教育委員会で協議・策定」とあります。その後、「区議会報告」等がありまして、ことしの12月に再編計画（案）ができると。来年の2月に再編計画そのものができる。そういうことだと思うのですけれども、最初に申し上げた意見交換会、区民の皆さんから意見を聞いたりして、それを生かすということであると、それは今後この過程の中のどこかに入ってくるのでしょうか。25年1月のパブリック・コメントまでないのでしょうかということなのですが、それはどうですか。

副参事（学校再編担当）

ここで「基本的な考え方」をお示ししております。この「基本的な考え方」をもちまして素案の検討を始めていきたいというふうに考えております。素案の検討に当たっては、この「基本的な考え方」、それから意見交換会で寄せられた意見、そういったもろもろを反映しながら素案の検討を進めていきたいというふうに考えております。事務局で一定の検討をした段階で、教育委員会のほうで、6月から9月にかけて素案についての協議をしていただいて、それで素案を策定していきたいというふうに考えております。ですので、意見交換会等で寄せられた意見につきましては、この素案を作成するに当たって反映をしていきたいというふうに考えております。

高木委員長

こういう考え方でいいのですかね。今回の意見交換会については、基本的な考え方に対するご意見と、その素案というか、その次のステップに対するご意見も入っていたかなと思うのです。その「基本的な考え方」に関するものについては今までの協議の中である程度言葉で入っていると理解をすれば、ここで「基本的な考え方」は固まる。ただ、素案というか、具体的なステップについてはきょうの協議ではありませんから、それについては今学校再編担当からご説明していただいたように、次のステップの素案の中で、意見交換会でこういう意見が出たけれども、これをどう反映していくのかというのを我々が検討していく、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

委員長のおっしゃるとおりでよろしいのかと思っております。意見交換会等では、「基本的な考え方（案）」で一部わかりにくいところがある」とか、そういった内容がございました。

それについては、今回、「基本的な考え方」を示す中で修正をしております。その際に寄せられた意見の中では、これから素案に対して反映していくようなもの、素案に対する要望というようなもの、そういったものもございました。そういったものについては、素案を検討していく段階に当たって、検討の中で反映できるものは反映していくというふうに考えております。

飛鳥馬委員

いつ素案なり（案）なりを発表するかというのも非常に難しいタイミングがあるとは思うのですね。あるとは思うのですけれども、きょうの話では、「基本的な考え方（素案）」の中ほどのくらい具体的なものが入ってくるかということがあると思うのですが、再編等——ほかのこともそうだけれども、総論は賛成だけれども、各論になると大変難しいことが出てきますね。その各論みたいなところでは、説明するとき、地域ごとというか、学校ごとというか、一斉にやるのかとか、その辺のところは何かあるのでしょうかということなのです。各論になるとかなり難しいところがあると思うのです。

副参事（学校再編担当）

素案ができた段階で、それを地域に説明して、また意見交換会等を開くことを予定しております。具体的にどのような形にしていくかにつきましては、その素案の検討がある程度まとまった段階でまたご相談をすることになるかというふうに考えております。

飛鳥馬委員

わかりました。

高木委員長

再編スケジュールで、10月～11月に区議会報告の後に地域意見交換会と入っていますが、ここはそういう区民の方の意見を聞く場という理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

そのとおりでございます。

山田委員

中野区の学校の再編計画は、平成17年に策定して、前期計画がほぼ終了して、本来であれば、中後期については、もう少し早く素案をまとめなければいけなかったのが、少しおくれてしまったのですが、前期の計画の行った反省点とか課題がいろいろ出てきて、それに基づいてこの「基本的な考え方」をつくったという経過だと思うので、これができ上がって、意見もいただいて、ここに出てきます、特に7ページ以降の「基本的な考え方」に沿って我々はこの素案をつくっていくということで進めていくという経過になると思います。事あるごとに、特にこの

「基本的な考え方」の中の基本的な考え方については、いろいろな機会を通じて区民の方に周知していただいて、こういうことのもとでやっていくのだということで我々は素案をつくっていくということを行っていければなというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。

高木委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方について」は、協議が整いましたので、今後、この考え方にに基づき、「中野区立小中学校再編計画改定（素案）」の策定に向けた検討を進めていきたいと思えます。

事務局は、本日の協議内容を踏まえて準備をお願いします。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

次に、委員長、委員、教育長報告です。

まず私から、5月11日の第15回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告します。

5月11日金曜日、公益社団法人中野法人会第1回通常総会に田辺教育長が出席しました。

5月16日水曜日、平成24年度中野区幼稚園教育研究会総会に田辺教育長が出席しました。

同じく5月16日水曜日、平成24年度中野区小学校教育研究会第63回定期総会に山田委員が出席しました。

5月17日木曜日、平成24年度中野区立小学校PTA連合会総会及び懇親会に、大島委員、飛鳥馬委員、田辺教育長が出席しました。

5月18日金曜日、桃花小学校訪問並びに第2ブロック小・中学校及び幼稚園長との意見交換会は、教育委員全員が出席しました。

私からの報告は以上です。

それでは、大島委員、お願いします。

大島委員

5月17日の小学校のPTA連合会総会と懇親会に行ってまいりました。大変和やかで楽しい雰囲気で行われました。最近は、お父さんもPTA活動に随分かかわってくださっているようで、役員なども随分引き受けてくださっているようで、父親も学校教育のほうに積極的に携わ

ってくださるというようなことはとてもいいことだなというふうに思っております。

5月18日には、今、委員長からご報告がありましたように、午後は第2ブロックの校長先生、園長先生との話し合いがありまして、そこで、幼・小・中の連携ということについての話し合いがあったわけです。最近では、小学校と中学校の連携というか交流が随分行われているということがわかったのですけれども、教員の方レベルになると、小学校、中学校で協力し合っているというような認識はまだ少ないのだなということを痛感しました。今後の連携についても我々はもう少し考えなければいけないなというふうに感じました。

以上です。

高木委員長

それでは、山田委員、お願いします。

山田委員

私は、5月16日の小学校教育研究会に出席をいたしました。小学校の多くの教員が参加して、月に1回勉強会を開いて、ご自分の授業力などの向上を図るということで、会場を見ますと、随分若い先生がふえたなという感じがします。こういった研究会を通じて、教員としての資質の向上を図っていただければありがたいと思っておりますので、期待したいと思っています。

18日は、教育委員全員で桃花小学校を訪問いたしました。まさしく桃花小は、前期の再編計画で最初に3校が統合されて1校になった学校でして、今の6年生がその統合を経験しているということで、5年生以下は桃花小学校として入学しているということでありまして、6年生も仲よく小学校最後の学年を迎えて最上級生として頑張っているなというふうに感じました。

また、桃花小学校は、学習ボランティアの方ですか、随分来られていまして、随所で子どもたちにいろいろな指導というかボランティアとして協力していただいて、ありがたいなというふうに思って、まさしく地域で支えている学校なのだなという感じがありました。

また、すばらしい体育館ができ上がっていると思いました。一時期、水回りで心配がありましたけれども、非常にきれいになっていました。また、以前、桃園第三小学校の校長先生が言われた名立たる桜があったのですけれども、その木も今元気にあるということで、すばらしい学校として今子どもたちが生活しているというふうに感じております。

19日の土曜日ですけれども、指定都市学校医協議会——「指定都市」というのは政令指定都市ですね。そういった方たちが集まる会が年に1回あるのですけれども、埼玉県大宮ソニックシティで行われまして、協議会の中では「大震災と子どもの心」ということで、大震災で心にPTSDなどが生じた子どもたちに対しての精神科領域から見た話がございました。まことに

悲しい事件ですけれども、大震災によって親を亡くした子、ひとり親になってしまった子どもは約1,400人余に及んでいるということですから、そういった子どもたちにこれからも継続的に心の支援が必要だということで、非常に有意義な講演会でした。

昨日、医師会で子育て応援団というのをやっています、第4木曜日の午後に、主に生後6カ月から1歳ぐらいを育てているお母さんに集まっていたので、きのうは発熱の話があったのですけれども、もう一つは離乳食の話があったのですが、中野区のフリー栄養士の会の管理栄養士の先生から一つお話がありました。これは食の安全の話ですけれども、「食品中の放射性物質の新たな基準値について」というのが厚生省労働医薬食品局食品安全部から出された。何が書かれているかというと、要するに基準がすごく下げられていると。例えば5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに下げられていると。ということは、4月から作付されたお野菜などはこの基準でいくわけですから、これから食材を選ぶ場合に、なるだけ4月以降につくられたものを選べば、この基準を通過しているということで、放射線量は非常に低いのだというふうな話がありました。これも一つの新たな取り組みなのかなと。会場のお母さんたちも熱心に聞いていました。

私からは以上です。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

私も、18日ですか、桃花小学校の幼稚園長から小・中学校長の先生方との意見交換会へ参加しました。山田委員と同じ感想なのですけれども、一つは、統合した学校ですので気にはしていたのですが、私が見たのは2年生の算数の授業だと思うのですけれども、地域の方が二人入られて、先生の授業に対して机間巡視をしながら、疑問に思っている子どもを支援するというのを非常に丁寧にやっていたいていました。ボランティアの予定表というのが玄関の黒板に書いてありまして、月曜から金曜までかなり埋まっているのです。校長先生がことし代わられて、校長先生が「ボランティアがすごいんですよ」という発言でしたよね。こんなに地域に支えられているんだと私も初めて聞きました。やはり、統合校で心配ですので、地域とどれだけうまくいっているのかなということですから、他から来た新しい校長先生がそうおっしゃったので、前の校長先生が一生懸命そういう組織をつくったりしてやってきたことだと思うのですけれども、また次の校長先生がさらに発展させて、もっと地域と連携しながらやっていきたいという話を伺いました。

ちょっと長くなって済みませんが、あともう一つは、校長先生たちの話の中で、小中の連携とか交流の話を何回もやっているのですが、今までこういうことでやっていますよと、さまざまな交流連携をやっていることがわかっているのですけれども、今回違ったのは何かというと、個々ばらばらに小・中とやっているよというだけではなくて、区全体として、共通して、もうちょっと何かできるのではないのかという雰囲気がありました。それは、小学校と中学校、幼稚園も含めてになるのだろうと思うのですけれども、家庭生活についてとか、しつけについてとかいうのを共通でできないかなとか、家庭学習もできないかなとか、さらに進めて言えば、教科でも学力的なことも何かできないかなと。これはすごい変化というか、非常に前向きな意見が聞けてよかったなと思いましたので、ぜひやっていただければありがたいし、また、教育委員会としても支援できたらというふうに思っています。

高木委員長

田辺教育長。

教育長

特にございません。

高木委員長。

それでは、各委員からの以上の報告につきまして補足、質問等、発言がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

高木委員長

事務局にお尋ねしたいのですが、桃花小学校の学校支援ボランティアというのは、単純にほかよりも盛んだとかいうのは事務局としては言いにくいと思うのですが、例えば学校支援ボランティアの登録者数が多いとか、そういうのは何かあるのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

学校ごとの実数については、現在、手持ちがございませんが、桃花小学校のほうにつきましては、制度が発足以来、コーディネーターを通じて、1年生の昔遊びの指導とか、そういったところにコーディネーターが、コーディネートした方が複数入られて実績を積まれているというのもございますし、先生方が見られているとおり、前々から様々なボランティアさんが入られていて、活動が非常に活発な学校だというふうに認識しているところでございます。

高木委員長

私の理解というか、今までの形ですと、特に校長先生がすごく活発というか、地域の方との

連携を通じて、大将が動いてやるという地域連携のところが割と多かったなと思うのですが、桃花小学校でそのコーディネーターさんがうまく機能しているという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

はい。事例的にはまだ余り多くございませんけれども、その担当のコーディネーターのほうから、学校のほうからの要請に従って、そういう方を探して、うまくつなげることができたというふうな事例がございます。

高木委員長

やはり学校支援ボランティアに関しては、そのコーディネーターさんがすごく重要だと思います。地域のことをよく知っている方で、教育委員会からやれやれという形での地域連携というのは、私はちょっと違うのかなと思っていますし、かえって学校の負担になってしまうと本末転倒です。かといって、コーディネーターの養成ですとか、コーディネーターを校長先生、副校長先生がどう活用していくかというのはなかなか難しいと思うのです。ですから、そういういい事例があるのであれば、ぜひ教育委員会として後押しして、何か事例発表とかをやっていただけるといいかなと。我々は、今回、みんなすごくうまく使っているなという印象を持ちましたので、ぜひお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

それでは、ほかに発言がないようですので、残りの事務局報告に移ります。

まず、「平成23年度中野区教育ビジョン（第2次）重点課題実績報告及び成果指標について」の報告を、子ども教育経営担当・白土副参事、お願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、平成23年度中野区教育ビジョン（第2次）重点課題についての昨年度の実施内容や実績、成果、今後の取り組み、成果指標などのうち、主なものをご報告いたします。

まず、1「確かな学力の定着」でございます。1ページをごらんください。「家庭学習習慣化の『てびき』の作成」でございます。昨年度、家庭学習の取組資料（案）を作成いたしました。今後は「家庭学習の手引」を作成し、活用を図っていくことにしてございます。

次に、「若手教員育成を柱とした研修（OJT）の仕組みづくり」でございます。昨年度は、初任者から3年次研修までの育成内容を焦点化するとともに、防災教育等の今日的な課題を追

加してございます。今後は、若手教員育成研修要綱を検討し、策定することにしております。

次に、「学校支援ボランティア制度の導入」でございませう。昨年9月より制度を開始したところでございます。本年3月26日現在、登録人数は137人、活動実績は延べ1万970人となっております。今年度、既に団体登録制度を創設してございませうが、今後は活動事例を紹介するなどPRの充実に努めるとともに、学校支援ボランティア会議の開催や学校のニーズとボランティアの活動を結びつけるシステムづくりなどによりまして、登録されたボランティアを有効に活用していくこととしてございませう。

次に、2「健康の増進と体力の向上」でございませう。2ページをごらんください。「体力向上プログラムの改訂と授業モデルの作成」でございませう。昨年度は体力向上プログラムを実施したほか、フラッグフットボール大会を健康福祉部学習スポーツ分野と連携して実施してございませう。今後は、区全体での体力向上施策と関連した体力向上プログラムの策定を行います。

次に、「地域スポーツクラブの運営・拡充」でございませう。昨年度は、地域スポーツクラブ事業を想定したプレ事業を4回実施するとともに、健康づくり・スポーツ推進モデル事業「キックオフイベント」を実施してございませう。一番右の「検証」の欄にございませうように、「キックオフイベント」につきましては多くの人参加を得て実施ができたところでございます。今後は、モデル事業を行いながら、地域スポーツクラブの事業内容を団体とともに検討を進めてまいります。

次に、「小学校へのキッズ・プラザの設置」でございませう。昨年度は、4月に桃花小学校と武蔵台小学校、11月に緑野小学校の計3カ所のキッズ・プラザを開設してございませう。今後は、地域生涯学習館跡施設の活用を含め、整備の検討を進めてまいります。

次に、3ページをごらんください。「幼稚園・保育園等での指導との連続性を重視した体力づくりの取組の実施」でございませう。親子元気アップ事業は平成22年度に東中野地区で実施してございませうけれども、昨年度は中野地区で開催いたしまして、幼児・児童19名、保護者18名の参加を得たところでございます。また、平成22年度に先行実施した「運動遊びプログラム」について普及活動と検証を行ったところでございます。今後は、「運動遊びプログラム第2版」を作成し、小学校との連携を進めていくこととしてございませう。

次に、3「豊かな心の育成」でございませう。4ページをごらんください。「発達段階に応じた体験的活動の充実に」でございませう。昨年度、東日本大震災を初めとした状況の変化を踏まえ、「今後の校外施設のあり方」を策定したところでございます。移動教室等の実績はごらんのとおりでございます。今後は、移動教室選択制の実施に係る宿泊費の公費負担の考え方を明らか

にするとともに、来年度の移動教室選択制の実施に向けた調整や新たな体系に基づく中学校のスキー教室の円滑な実施を図ってまいります。

4「特別な支援が必要な子どもへの対応」でございます。5ページをごらんください。「成長過程を通じて一貫した発達支援体制の推進」でございます。昨年度は発達支援推進会議等を開催し、乳幼児期・学齢期支援の検討及び成人期への移行支援について課題の整理と共通認識を図ることができました。また、申し送りや個別支援計画会議等は開始から5年を経過し、関係機関の連携が進んできていることが成果として挙げられるところでございます。今後は、申し送り等の移行支援を開始した対象児童が6年生になるため、中学校入学時の支援内容の引き継ぎについて進めていくとともに、個別支援計画作成の対象となる児童の絞り込みなど、会議運営を精査していくこととしております。

次に、「特別支援学級の増設」でございます。昨年度は、若宮小学校に特別支援学級（情緒障害等）を開設するための整備工事等を実施し、本年4月に開設したところでございます。今年度は、来年4月に中野神明小学校に特別支援学級（知的障害）を開設するための整備工事を実施することを予定してございます。

次に、5「幼児期からの継続的・発展的な教育の推進」でございます。7ページをごらんください。「幼児教育から義務教育への円滑な接続を図るための保育・指導プログラム等の作成」でございます。昨年度は、保幼小代表者から成る教育連携検討会を立ち上げ、「中野区就学前教育プログラム」の作成に着手したところでございます。今年度10月末をめどに、「中野区就学前教育プログラム」を策定する予定でございます。

次に、「連携教育モデル校の指定及び拡充」でございます。昨年度は、学校教育向上事業によりまして、幼保小、小中連携教育の研究発表を行ったところでございます。今後は学校教育向上事業の研究推進及び研究成果の周知を図っていくこととしております。

6「地域・家庭・学校の連携」でございます。8ページをごらんください。「学校支援ボランティアなど地域の人材活用の基礎づくりや支援体制の構築」でございます。これは1ページでご説明したとおりでございます。

「第三者による学校評価を盛り込んだ新しい学校評価の仕組みの構築」でございます。昨年度は、学校評価検討委員会で第三者評価のあり方を検討してございます。今後は、第三者評価についてモデル実施を行い、さらにあり方について検討を進めることとしております。

次に、7「学校再編」でございます。9ページをごらんください。『中野区立小中学校再編計画』に基づく学校再編の実施」でございます。昨年度は、第九中学校・中央中学校学校統

合委員会の協議が順調に進みまして、本年4月に統合新校として中野中学校を開校することができたところでございます。また、学校統合に伴う施設改修工事や新校舎改築の検討など、学校施設や設備の充実に向けて取り組んでまいりました。今後は、前期の再編計画の実施結果を踏まえ、学校統合に伴う施設改修工事を学校運営に支障を来さないように進めるとともに、学校統合委員会の早期立ち上げや保護者への適時適切な情報提供を行っていくことにしてまいります。

次に、「学校再編の中後期計画化と実施」でございます。昨年度は、学校教育の充実に向けた新たな課題への対応や前期の再編の検証、国・都の動向などを踏まえまして検討を進め、中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方（案）を取りまとめたところでございます。今年度は、基本的な考え方にに基づき、学校再編計画の改定に向けた教育委員会での協議と関係部署との調整を進めていくことにしてまいります。

次に、8「学習やスポーツを通じた社会参加」でございます。10ページをごらんください。「区内の生涯学習資源(大学等)との連携による生涯学習支援等の検討・構築」でございます。昨年度、大学との連携事業では、東京工芸大学、東洋大学、早稲田大学、こども教育宝仙大学の四つの大学と連携事業を行いました。大学連携に関する実施状況調査を実施したところでございますので、今後、その調査結果を踏まえ、大学連携のあり方を構築していくことにしてまいります。

次に、9「学びと自立を支える新しい図書館づくり」でございます。12ページをごらんください。「各館の個性ある蔵書構成づくり」でございます。区立全8図書館で企画展示を実施いたしましたしまして、関連する図書資料を充実させ、個性的な蔵書構成づくり、課題解決に役立つ資料整備に努めたところでございます。また、有志の図書館で結成する図書館海援隊へ参加するとともに、各広報媒体を活用した区民へのPRにも力を入れたところでございます。今後さらなる内容の充実を図りながら、区民への周知に努めていくことにしております。

次に、「指定管理者導入による利用サービスの拡充」でございます。13ページをごらんください。指定管理者制度導入に向けた基盤整備の一環として、区が直営で行っていた選書業務を既存の委託業務と一体化して昨年度から委託化いたしました。また、本年度、企画提案公募型事業者選定の実施準備といたしまして募集要項等を作成したところでございます。今後は、平成25年度から全館一斉に指定管理者制度を導入することにしております。その実施に向けまして指定管理者の選定、指定の手続を進めるとともに、第三者評価委員会の設置等を含めた評価の仕組みについて検討することにしております。

次に、10「区の歴史文化・伝統文化の継承と発展」でございます。14ページをごらんください。「ICT技術を活用した文化財の保存と活用」でございます。昨年度は、所蔵資料管理システムの開発を完了したところでございます。また、ホームページ上に区登録指定文化財の一覧及び写真入りの紹介記事を掲載いたしました。文化庁文化遺産オンラインに区が所有する代表的な美術工芸品と区登録指定文化財100点について写真・解説を掲載したところでございます。今後は、所蔵資料管理システムの具体的な活用と、ホームページ・文化庁文化遺産オンラインへの掲載の周知と活用方法を検討していくこととしてございます。

11「安全と環境に配慮した学校施設整備」でございます。15ページをごらんください。「耐震性能ランクBランクの全学校の校舎体育館耐震補強工事」でございます。昨年度は、谷戸小学校の中央校舎の耐震補強工事を実施するとともに、東校舎の改築工事に着手し、今年度中に完成する予定でございます。今後は、平成27年度までに全校の耐震補強工事を完了することにしており、今年度は、鷺宮小・新井小の校舎、四中の体育館の設計委託を行いまして、来年度、工事を実施する予定でございます。

最後に、12「学校の情報化推進」でございます。16ページをごらんください。「学校間ネットワークの構築」でございます。昨年度は、教育クラウドを利用した学校間ネットワーク構築費用につきまして予算要求を行ったところでございますけれども、クラウドの利用に関する区の方針との関係でさらに1年間検討することになってございます。今年度は、来年度に向けて学校情報化・学校間ネットワーク整備方針の検討やシステムの調達方法などの検討を進めることとしてございます。

次に、17ページの「目標ごとの成果指標一覧」をごらんください。概括的なご説明をいたします。全体を総括いたしますと、17ある指標のうち、小・中が同じ指標を使っているものがございすけれども、小・中をそれぞれ一つの指標として数えますと、指標の数は23個になります。このうち、実績値が策定時の数値と比較してプラスマイナス2%未満だった場合を横ばいといたしますと、11個、47.8%、ほぼ半数の指標が横ばいでもございました。次に、2%以上数値が上がったものが8個ございました。そのうち5%以上数値が上がったものが3個ございます。

目標のⅣの指標「体力テストで中野区目標を7割以上の児童・生徒が達成した種目の割合」でございますが、小学校が11%、中学校が6%増加してございます。

また、目標のⅦ「歴史民俗資料館年間入館者数」でございますが、5,149人と、16.3%増加してございます。逆に、2%以上数値が下がったものは4個ございます。このうち5%以上下

がったものが3個ございます。

目標のV「不登校の児童・生徒が通学復帰をした割合」でございますが、小学校が5.9%の減となっております。また、その下の『自分には、よいところがある』と答えた児童・生徒の割合も、中学校で5%下がっております。

次に、目標のⅧ「教育委員会ホームページアクセス数」でございますが、7,165件と、11.3%下がっております。この原因といたしまして、生涯学習分野が平成23年度から区長部局へ移管されたため、スポーツ施設関係のアクセス数が減少したことと、平成21年度、平成22年度はホームページリニューアルによりアクセス数が増加したことが原因として挙げられると考えてございます。

最後に、指標の訂正についてご報告をいたします。目標のIV「体力テストで中野区目標（中野スタンダード）を7割以上の児童・生徒が達成した種目の割合」をごらんください。小学校6年生の策定時の数値52%の下に下線がついてございますが、これは「教育ビジョン(第2次)」に掲載されている数値68%でございますけれども、これは集計の誤りでございましたので、訂正をしたものでございます。今後、配付いたします「教育ビジョン(第2次)」の冊子には正誤表をつけることにしたいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

飛鳥馬委員

具体的なことでちょっとお聞きしたいのは、5ページの若宮小学校に情緒障害学級を開設しましたけれども、今何人いらっしゃるのかわかりますか。

副参事（学校教育担当）

6名でスタートしております。

飛鳥馬委員

そうですか。わかりました。

あともう1点いいですか。同じようなことなのですけれども、18ページに「不登校の児童・生徒が通学復帰をした割合」というのがあります。もっとたくさん復帰してくれるといいなと思っておりますが、昨年度でも今年度でもよろしいのですけれども、不登校で学校に来られない子が小・中でどのくらいいらっしゃるのでしょうか。人数的なものはわかりますか。

指導室長

急いで調べますので、少々お時間をいただけますか。

飛鳥馬委員

はい。

山田委員

4ページにあります「新たな体系に基づく、中学校の冬季移動教室（スキー）の円滑な実施を図る」。学習指導要領が変わって、スキーが位置づけられていると思うのですが、そうはいつでも、全校ですぐ実施するというわけにはいかないのではないかと思います。この辺は具体的にどのように進めていくのか教えていただきたいことが1点目。

2点目は、5ページの、いわゆる発達障害のことについて、就学前の機関と小学校との連携がとれてきていて、個別支援計画会議も活発に行われているというのは、学校へのギャップといますか、そういうものを解消するのに非常に助かっているのではないかと思います。一方では、学校において、特別支援に対して保護者への理解が余り進んでいない。この辺は、パーセンテージが50%を切っているというのはちょっとどうかと思います。これだけ特別支援というのが始まっている割には、保護者への理解がまだ進んでいないというのが反省点ではないかなと思います。その辺はどのようにするのか。

この2点をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

ただいまの特別支援教育への保護者の方の理解が進んでいないという点なのですが、昨年度、中野区立小・中学校における特別教育推進の方針をまとめた際にも、やはり説明会等の中で、なかなかご理解をいただけていない、情報が十分にお伝えできていないということは感じたところです。今後、特別支援教育全体について広く情報発信をしていくというような取り組みをしていくということで今年度は考えております。特に、ご自身が学校でいろいろな形で特別支援の取り組みが必要というお子さん以外、広く保護者の方たちにご理解いただくということを重点的にやっていくことが必要かというふうに思っております。

副参事（学校・地域連携担当）

体験学習、スキー教室のことでございますけれども、昨年度、2月でございますが、中学校全校で予定しておりますスキー場等の施設について、雪がある時期からということで実踏をしております。また、今年度につきましても、やはり経路でありますとか、実際に施設を見たりするという形での実踏を含めて予定してございまして、おおむねほとんどの学校でスキー教室のほうの実施が行われるような段取りで現在進んでございます。

山田委員

このスキー教室というのは教育課程に位置づけられたスキー教室という理解でよろしいですか。

副参事（学校・地域連携担当）

はい。移動教室という形で実施ということでございます。

大島委員

1 ページ目の最初に出ております家庭学習習慣化についてなのですが、この教育委員会でも、家庭学習ということが大変重要だというようなことは何度も話に出ていまして、家庭での学習の習慣をしっかりと定着させるためにどうしたらいいかなどということも随分協議などをしていたわけです。家庭学習については、例えば「学年数×10分は最低やりなさい」などと一般的に言われている考え方もあるわけですが、今の時代ですから、例えばインターネットを使って宿題配信などというのはどうなのとか、いろいろなことが考えられはすると思うのです。その中で、この「取組資料（案）」とか「家庭学習の手引」というのを作成するというようなことが出ているのですけれども、これについては、もうちょっと具体的に言うと、どんなところまで来て、どういうことをやっているという状況なのでしょうか。

指導室長

「家庭学習の手引」についてですが、粗々の冊子みたいなものはもうできているところです。その中身ですが、保護者の方にこういうことを理解していただきたいということで、小学校で言えば、低学年、中学年、高学年に分けて、まず、学校ではこういうような指導をしていますというようなことをお知らせしている部分と、家庭で勉強するというのは大体宿題というのが一つの柱になりますし、宿題以外の勉強という形になるので、宿題以外にこんなことをしたらいいですよということをお示ししています。具体的に言いますと、例えば低学年であれば、日記をつけるようにしましょうとか、鍵盤ハーモニカなどの楽器の練習だとか、そういうことも宿題の一つになりますよというようなことをお示ししています。また、高学年では、計算練習、特に少数や分数の計算というのは中学校に行っても大変影響してくるので、そのあたりをきちんとやりましょうということをお示ししているものを、A3の紙を折った形で、全部で4ページ分をつくっています。中学校についても同じようなものをつくってお示しする予定ですが、細かいところを少し詰めていかなければいけませんので、夏ぐらいの完成を目指して現在取り組んでいるところです。

大島委員

そういうものは、学校の先生から家庭というか保護者に配付するという予定なのでしょうか。

指導室長

当然、学校を通じてお配りいただきたいというふうに考えてございます。

高木委員長

——先ほどの数字が回答できれば。

指導室長

不登校関係の数なのですが、まず、平成23年度は、まだ都のほうで公開をしていませんので、現在は未発表ということでご理解をいただきたいと思います。

その前の数値ですが、小学校では37名、中学校では124名が30日以上欠席があるという形になっています。

飛鳥馬委員

わかりました。もうちょっと減ってほしいなと思っています。なかなか難しいことではあると思いますけれども。

今のところで、不登校のところの数字が間違いかなと思うのです。網かけの右のほうのパーセンテージが「中学校250%」と「0」がついてしまっているのかなと。

高木委員長

18ページのVの26年度のところ。

飛鳥馬委員

これは「0」が間違えたのかなと。

高木委員長

目標値だから、「250%」ではなくて「25%」ですね。

副参事（学校教育担当）

そうですね。済みません。

高木委員長

私から1点。

この重点課題実績報告及び成果指標というのは、多分、PDCAでいろいろなところを点検評価して、次に改善を考えていくということだと思っております。そのときに、これは以前にも言ったと思うのですが、5年後に目指す状態や検証のところの数値目標になっていないところが結構あります。ただ、今もう挙がっているものに注文をつけても仕方がないのですが、今後こういうことを作成していくときには、やはり測定可能なものですか、検証可能なものにし

ていただきたいと思うのです。

例えば、3ページの「幼稚園・保育園等での指導との連続性を重視した体力づくりの取組の実施」。確かにそうなのですが、大きな目標は健康の増進と体力の向上ですから、保・幼・小で体力が向上していなければ、厳しい言い方をすると、幾ら取り組んでも税金のむだ遣いになってしまうので、やはりここはほかのところのように、厳しいとは思うのですが、子どもたちがこういうふうには体力が向上しましたという数値目標にさせていただいて、行為として、「こういう勉強会をやりました」ではないものにしていかないといけない。実施内容とかのところはいいと思うのですけれども、「5年後に目指す状態」ですとか「検証」のところには、やはりメジャラブルなものを持ってきていただきたいと思います。

よろしいですか。

山田委員

今の委員長の発言に関してですが、先日、幼児研究センターから発表された、子どもの歩数を調べたら、全国平均が1万歩だったところが、中野区の保育園・幼稚園の子どもは9,000歩ぐらい。休日になると8,000歩ぐらい。これは、場合によっては、小学校の子どもを少し抽出してやってみてはどうかと思います。歩数だからどうこうではないと思いますけれども、どのぐらいが平均なのか、そういうことも一つの指標になるのかなと思うのです。要するに、動かない子どもが多いといいますか。特に小学校の高学年の女子ですとか中学校の女子になると、一日30分以上の運動をしていない子どもさんが結構いる。一方では、例えば地域スポーツクラブなどに入っていると、すごい勢いで運動している。これは疲労骨折とかそういう問題もあるのですけれども。ですから、両極端ですね。運動機能不全か運動過多か。本当はスタンダードにやりたい。やはり体力というのは大切だと思うのですね。スタンダードであるということも一つですけれども、基礎的な体力をどのように拾い上げていくかというのは、委員長おっしゃったように、そういった指標があってもいいのかなという気がしましたので、追加します。

高木委員長

それでは、学習スポーツ担当・浅川副参事、本日は出席ありがとうございました。どうぞご退席ください。

(浅川健康福祉部副参事退席)

高木委員長

次に、『中野区子ども読書活動推進計画(第2次)』の策定に係るパブリック・コメント手続の実施について、天野中央図書館長、報告をお願いします。

副参事（中央図書館長）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』の策定に係るパブリック・コメント手続の実施について」、ご報告いたします。

本年3月にまとめました計画の素案につきまして、意見交換会及び意見募集を行いました。その結果、変更する項目がございませんでしたので、素案を案として作成しまして、パブリック・コメント手続を実施するものでございます。

別紙の案をごらんください。表題を「素案」から「案」に変えております。内容につきましては、ただいま申し上げたように変更箇所はございません。

次に、意見募集期間は、平成24年6月14日から7月5日までを予定しております。

区民への周知方法としましては、図書館、区民活動センター、すこやか福祉センターなどの窓口、及び、区報、図書館ホームページ、区ホームページ、教育委員会ホームページにおいて公表します。なお、意見交換会及び意見募集の結果についてご報告した際、区民への周知により一層力を入れるべきではないかというご意見をいただきましたので、今回は、すこやか福祉センターや教育委員会事務局の窓口などに案を置きまして、より区民の目に触れる機会をふやすように努めました。

最後に、今後のスケジュールをお示ししています。6月に区議会へ計画案を報告した後、パブリック・コメント手続を実施しまして、そのご意見を反映させて、7月に計画の決定と区議会への報告・公表と進めてまいります。

私からのご説明は以上です。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

高木委員長

私から1点。

区報での周知を予定しているということですが、これは何月何日の予定でしょうか。

副参事（中央図書館長）

6月5日の区報を予定しております。

大島委員

この案の内容からちょっと外れてしまう発言になるかもしれないので申しわけないのですが、子どもに読書をさせるという活動を普及させるというか、子どもさんに読書をして

らうようにするには、保護者の方への啓発というのが非常に大きなものになってくるのではないかというふうに思うわけですね。親が子どもに本を与えとか、本を読みなさいというようなきっかけづくりをすとか、そういう家庭内での啓発というのも大事だと思うのです。それで、親御さんにももう少し、子どもの読書ということについての理解とか認識を深めていただけるといいかなど。それが大事ではないかと思うので、そういう保護者への働きかけというようなことは何かあり得るのかなど。その点はどうでしょうか。この案を保護者全員の方に配るとかいうのも大変だし。ちょっとまた違うことになるかもしれないのですけれども。

高木委員長

小・中学校のPTA室に掲示をお願いするとかということも含めてできないのですか。

副参事（中央図書館長）

例えば、この案の14ページの一番上の事業、「絵本講座の充実」などがございます。こういう形は従来からやっておりますが、今回、例えば箇所をふやしたりとか、内容を工夫したりとか、そういう形で力を入れる方向では考えております。今、高木委員長がおっしゃられましたPTAのほうなのですけれども、PTAの関連は、今のところ、この計画事業の中には考えてはございません。ただ、全体として、子ども読書活動に力を入れるという方向性は考えておりますので、仮に計画の事業の中に入っていないものでも、今後力を入れていく方向で検討するとか考えていくということはあると思っております。

山田委員

直接この計画とは関係ないのですけれども、今、ちまたに漫画とか劇画があふれていますよね。若い方たちが本を読んでいるのだなと思うと、その中は劇画だったり漫画だったりする。それも日本としての大きな文化ではないかと思うので、その内容を全部否定するわけではないのですけれども、私は最近見たことがないのでわからないのですが、そういうのを読書の中にこれから先も入れていく？

副参事（中央図書館長）

幅広い意味で、既に図書館の中で——例えば、名高い文芸賞を受賞したような本は保管しております。ですから、広い意味におきましては、当然、漫画だとやはり取っつきやすいものですから、そういう一定の評価を受けたものは置いております。それも含むと考えてよろしいかと思えます。

山田委員

指導室、何かご意見ありますか。

指導室長

当然、新しい文化としては、そういう劇画みたいなものも必要ですし、例えば『源氏物語』の漫画になったものがあることなども存じ上げてはいるのですが、きちんと文章を読み取るとか、そこからイメージを想像するとかというのは、やはり文字から読み取って、それを自分の中に入れるということは、私は教員の立場ですので、そういうことは非常に意味があることだというふうに理解しています。ただ、一方の別の部分を否定するわけではないのですが、文字からきちんと読み取るとはより大切だろうというふうに考えます。

山田委員

私も、漫画とか動画と普通の文章との違いというのは、やはり表現といいますか、例えば、形容詞一つをとっても非常に短絡的な形容詞で終わってしまっている劇画とか漫画が多い。読み物であれば、非常に丁寧な形容詞を使って、それでいろいろな発想を及ぼす。本来は普通の文学的なものがすばらしいのしょうけれども、子どもたちの実態は、そちらよりは動画とかそういうほうに走ってしまっている。この辺を日本の文化ととるのかどうか、意見が分かれるところではないかと思ひますし、これからもご家庭の中で指導していく上でどうなのかなというところで質問しました。これからの課題かなと思ひておりますので、また議論できればと思ひます。ありがとうございました。

高木委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、そのほかに報告事項がございますでしょうか。

事務局

ございません。

高木委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、傍聴の皆様には6月の教育委員会の開会予定についてお知らせします。

6月の教育委員会の開会予定は、議事日程表の裏面に記載のとおりとなっております。後ほどお読み取りいただければと思ひます。

これもちまして、教育委員会第17回定例会を閉じます。

午前11時50分閉会

